経済産業省

平成21年7月16日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省者会・援護局障害保健福祉部企画課

> 経済産業省原子力安全・保安院 ガ ス 安 全 課 NISA-241c-09-03 経済産業省原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課 NISA-278c-09-02

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者への要請について(協力依頼)

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止については、当省では昨年4月より、注意喚起のためのチラシ作成、飲食関係業界・情報誌への注意喚起広告の掲載、厨房機器メーカー団体との連携による注意喚起活動を実施しているところです。この一環として、貴省にも昨年7月に協力を依頼し、都道府県等あて注意喚起文書の発出について御協力いただいたところです。

しかしながら、業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故は、別添1のとおり昨年5月以降、21件(都市ガス13件、LPガス8件)が発生しており、うち本年に入ってから10件の事故が発生し、依然として事故が多発している状況が続いております。

このような状況を受け、当省においては、ガス事業者団体、液化石油ガス販売事業者団体等に対し、業務用厨房施設への注意喚起実施の協力依頼を再度実施することにしました。つきましては、貴省におかれましても、所管の社会福祉施設・介護老人保健施設等に対し、当省が注意喚起のために作成した別添2のチラシも活用していただき、以下の事項につき注意喚起を行っていただくよう要請いたします。

なお、別添2のチラシは当省のホームページの下記URLよりダウンロードすることができます。

http://www.nisa.meti.go.jp/10 lpgas/lpghoansyuuchi.htm

- ○一酸化炭素中毒事故を防止するため、業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、給気が十分か確認した上で、換気設備を稼働させることを厨房作業者に周 知徹底すること。
- ○特に、夏季を迎えるにあたり、ガス消費機器の使用中にエアコンの効率を向上させる ために換気設備を止めることや厨房を密閉したままでエアコンとガス消費機器等を同 時使用させること等がないよう、厨房作業者に周知徹底すること。
- ○ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする場合には、ガス消費機器が不完全燃焼を 起こしている可能性があるので、ガス事業者又は液化石油ガス販売事業者に連絡の上、 至急、点検を受けること。
- ○一酸化炭素の早期覚知のため、一酸化炭素警報器(不完全燃焼警報器)の設置についても前向きに検討すること。
- ○排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。